平成２４年（フ）第５２１号
熊本市南区島町２丁目６番25号　金野寛方
破産者　金野明日香（旧姓鬼塚）
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４７号
熊本市北区清水本町21番９号
破産者　垣原　　茂
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４４号
川崎市高津区諏訪３丁目６番５―101号　ドエル88
破産者　山元　路子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６６０号
福岡市中央区桜坂１丁目10番14号
破産者　佐々木健介
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２５号
札幌市白石区南郷通３丁目北５番30号　ロアヴェール南郷205号
破産者　本田　義則
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１６号
北海道登別市美園町３丁目22番地２　グレース美園105号室
破産者　田久保　勇
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５号
京都府舞鶴市溝尻町24番地１―101号
破産者　村田　篤司
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２３０３号
熊本市東町４―16健軍団地５―403、住民票上の住所福岡県春日市小倉３丁目119番地
破産者　さかい耳鼻咽喉科医院こと　坂井　友二
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１６号
横浜市都筑区川和台38番地４、住民票上の住所横浜市都筑区仲町台３丁目12番４―224号
破産者　齋藤美砂子（旧姓白鳥）
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２２号
神奈川県平塚市虹ケ浜24番25―412号　ダイアパレス湘南虹ケ浜オーシャンビュー
破産者　伊藤　友二
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４６号
静岡市葵区牧ヶ谷2436番地の４、旧住所静岡市葵区川合３丁目30番10号
破産者　栗田　尚代
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６号
山口県長門市深川湯本1264番地
破産者　今村こと　金　　正子（旧通称中山）
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第５１０号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万244番地１、開始決定時の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町久万141番地
破産者　染次　　集
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４４号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日１―802号
破産者　高橋　徳親
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６８号
和歌山県田辺市むつみ18番６号
破産者　宮﨑　和代
1　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
2　一般調査期日　平成25年３月25日午前10時20分
平成25年２月18日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２０年（フ）第９９８号
愛媛県松山市勝岡町154番地２
破産者　岡本建設有限会社
1　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
2　一般調査期日　平成25年４月25日午後４時20分
平成25年２月18日　　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３０１号
大阪府岸和田市岡山町341番地
破産者　大谷建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
2　一般調査期日　平成25年４月22日午後３時30分
平成25年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３号
仙台市青葉区桜ケ丘６丁目32番20号
破産者　木村　　淳
1　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
2　一般調査期日　平成25年５月10日午後１時40分
平成25年２月15日
仙台地方裁判所第４民事部破産係